

第3回 火力電源入札専門会合 事務局提出資料 ～火力電源入札制度の在り方について～

平成28年3月4日（金）

1. 火力入札制度の課題と対応の選択肢

火力入札制度の目的と課題

- 火力入札については、小売市場が全面自由化を目前に控えている中で、応札が少ない、入札実施に多大なコスト・期間がかかるなどの課題が存在。
- 本制度の目的である適正な原価の形成を実現するためには、市場競争の中で実現する方法や、料金査定により実現する方法もある中で、これらの課題に対応しながら、入札制度をどのように活用していくかが論点。

（備考）入札への応札が活発ではない一方で、新規参入者による電源建設計画は数多く存在しており、その多くは入札制度の外で行われているのが現状。

- 課題 1**： 自社以外の応札が少なく、競争の中で、電力の安定供給と適切な原価の形成を実現するという本来の趣旨が果たされていないのではないか。
- 課題 2**： 入札実施に多大なコスト・期間がかかっているにもかかわらず、得られる効果が限定的ではないか。
- 課題 3**： 発電・小売の分社化を可能とする事業類型の見直しや、エネルギーミックスの見直し決定などの環境変化に対応した制度となっていないのではないか。

（参考）制度の目的（現行ガイドラインより）

「一般電気事業者が行う電源調達に入札による競争原理を導入し、IPP事業者をはじめとする新規参入者による卸供給を拡大することによって、**電力の安定供給と電気料金の一層の適正な原価の形成**を促す。」

考えられる選択肢候補

- 火力入札制度に関する課題に対応しつつ、料金の適切性を担保するためには、以下のような3つの選択肢が考えられる。
- いずれの選択肢も論点があるが、選択肢③といった方法について、6頁以降で検討。

選択肢①：入札制度を廃止し、料金の低廉化は料金値上げ時の査定や競争原理によって担保する。

（論点）料金値上げ時の査定では、既に運転開始している電源の減価償却費等について、査定することはできたとしても、遡って支出の効率化を図ることはできない。

選択肢②：現在と同様の入札を引き続き実施し、仮に入札が競争的に行われていなければ、料金値上げ時に査定する。

（論点）入札を行ったにも関わらず査定することとすると、入札を行うインセンティブがなくなる。また、選択肢①と同様の論点も存在。

選択肢③：競争原理が働く場合には入札を不要とし、入札が必要な場合には、より厳格な入札を行う。

（論点）競争原理が働く場合をどのように特定するか。「より厳格な入札」をどのように行うか。

(参考) 火力入札制度と料金査定の関係

- 火力入札制度では、入札を行った場合には落札価格を適正な原価とみなす一方、入札を経ない場合には査定するという方針を明らかにすることで、入札実施の実効性を担保している。

①入札を行う場合

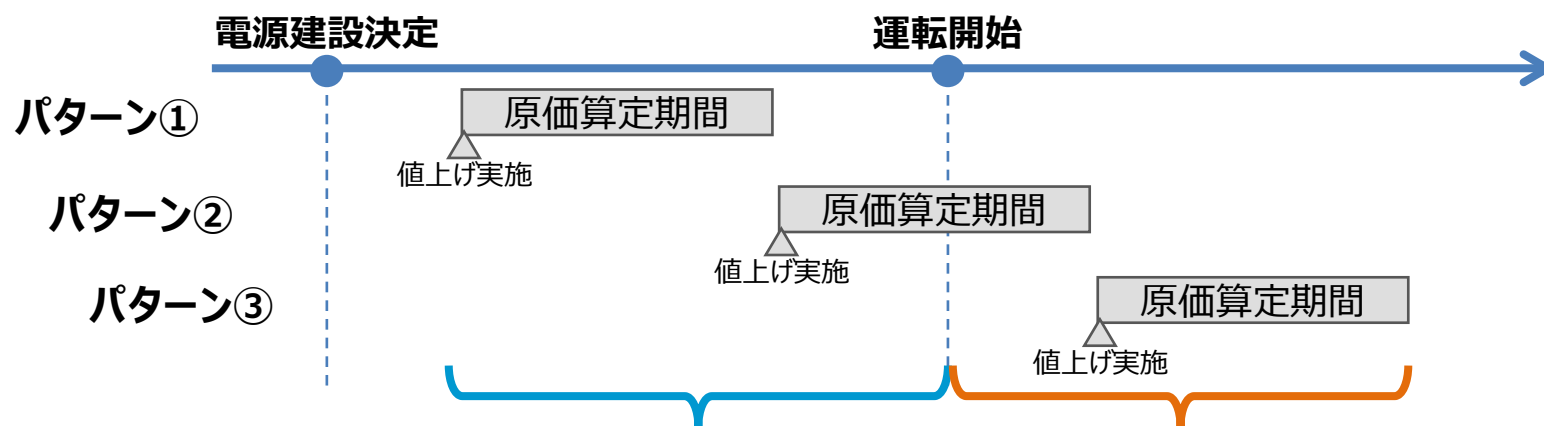
- ✓ 自社電源の場合も他社購入電力料と同様の扱いとし、査定しない方針。
- ✓ ただし、料金算定規則（省令）や料金審査要領（訓令）においては火力入札を行った場合の扱いに関する明文の定めは無い。
→ ルールの明確化が検討課題

②入札を経ない場合

- ✓ 料金審査要領（訓令）において、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定することとされている。
- ✓ 料金値上げ時にどのように査定されるかは、原価算定期間と運転開始時期の関係によって様々なパターンがある（次頁参照）。
- ✓ 既に金額が確定している減価償却費などの扱いについては明文の定めは無いが、本制度の実効性を確保するためには減額査定を排除すべきではないのではないか。
→ 減額査定についてどう考えるか。

(参考) 電源の建設に係る原価の料金査定について

- 電源の建設に係る原価を料金値上時にどのように査定されるかは、原価算定期間と運転開始時期の関係によって様々なパターンがあり、以下のように整理できる。



自社電源の場合

- 【減価償却費】
→建設段階のためゼロ。
- 【事業報酬額】
→原価算定期間中の建設段階で支出した電源の固定資産（建設仮勘定）の半分に相当する事業報酬額を、資本コストとして原価に算入。

又は

他社電源の場合

- 【他社購入電力料】
→原価算定期間中に費用が発生しないためゼロ。

- 【減価償却費】
→原価に算入。
- 【事業報酬額】
→電源の固定資産（電気事業固定資産）の簿価に相当する事業報酬額を、資本コストとして原価に算入。
- 【修繕費等】
→値上げ時点では未確定であり、査定の対象。

又は

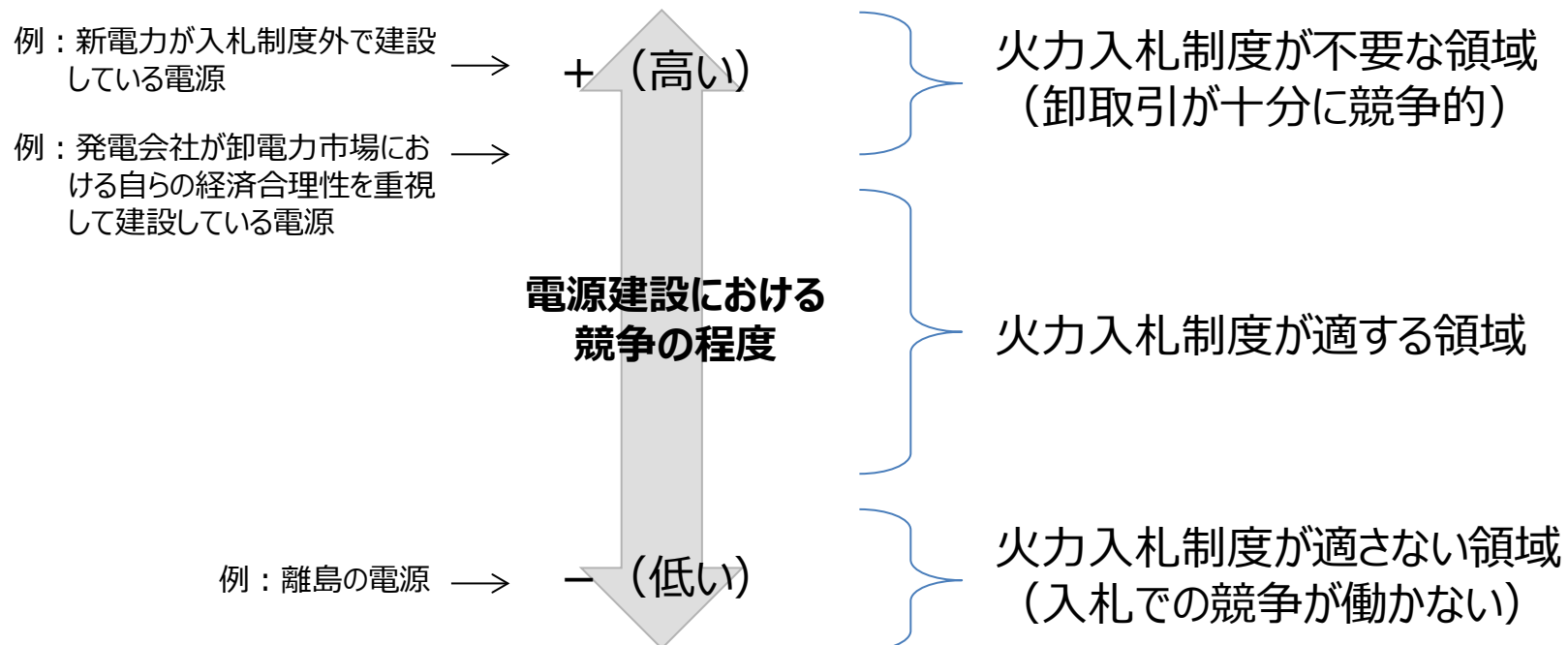
- 【他社購入電力料（契約期間中）】
→受給契約の満了までの期間については、既契約で金額が確定しており、通常はそのまま原価に算入。
- 【他社購入電力料（契約期間終了後）】
→値上げ時点では未確定であり、査定の対象

パターン③では金額が確定しており、通常はそのまま原価に算入

2. 入札の実施が適切な場合について

入札が必要な場合の再整理①（基本的な考え方）

- 発電会社が小売会社との密接な関係を持たず、自らの経済合理性を重視して電源建設や卸売を行っている場合には、競争原理に基づく効率的な電源建設が行われることを期待し得る。このように、競争的な卸取引が十分期待できるのであれば、仮に小売市場の競争関係が十分でなくても、入札を求める必要は無いのではないか。
- また、離島のように、燃料調達手段が制約されているなどの理由で構造的に競争が起きにくい場合には、他の方法でコスト削減という本来の目的を追求することが期待できるのであれば、入札を求める必要は無いのではないか。



入札が必要な場合の再整理②（発電会社の発意で電源を建設する場合の取扱い）

- 電力自由化の中で、発電と小売を別の主体が担うケースが生じることも踏まえると、小売を行わない発電会社が自らの発意で電源を建設しようとする場合の入札の必要性について検討する必要がある。
- 発電会社が自らの経済合理性を重視して電源建設を行っている認められる場合においては、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）が入札を行わずとも競争原理に基づく電源建設が行われることが期待されるのではないかと。

発電会社の発意で電源を建設する場合の考え方（案）

- みなし小売電気事業者の自社又は子会社（注）に該当しない発電事業者が、**当該発電会社の発意で電源を建設しようとする際には、入札実施は不要とする**（結果的に当該みなし小売電気事業者が当該電源を調達することになったとしても、入札は要さない）。
- 他方、**みなし小売電気事業者の自社又は子会社（注）に該当する発電事業者については、みなし小売電気事業者から独立して電源建設を計画するとは考え難いことから、入札が必要となる。**
- **発電会社の発意で電源を建設しようとしているかどうかを見極めるための確認が必要。**例えば、以下の3点について確認してはどうか。
 - ①設備投資計画や資金調達計画の策定を発電事業者が自ら行っていること
 - ②売り先を公募で決めるなど、電源の売り先の決定を発電事業者が主体的に行う仕組みとなっており、現に、資本関係のある「みなし小売電気事業者」以外の小売電気事業者に売ることが可能であること
 - ③一定期間（例えば15年）以下の有期の契約となっていること

(参考) 現行ガイドラインにおける入札の実施主体に関する規定

- 現行ガイドラインでは、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合が入札実施対象とされている一方で、自社の電源開発とは無関係に他社から電気を購入する場合は、必ずしも入札実施対象とはされていない。

現行の火力電源入札ガイドライン（抜粋）

- (1) …今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合は、（中略）原則全ての火力電源について、本指針に基づく I P P 入札の実施対象とする。
- (2) 火力入札の実施主体は一般電気事業者（注）とし、自社で電源を新設・増設・リプレースしようとする場合は一般電気事業者自身も応札することが可能な制度とする。電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、一般電気事業者が設置した電源のうち入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。
- （注）火力入札実施時における一般電気事業者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。）が電源を新設・増設・リプレースしようとする場合も、火力入札を実施するものとする。
- (4) 一般電気事業者が自社の電源開発とは無関係に他社から電気を購入する場合（自家発電余剰購入を含む。）は、必ずしも火力入札を実施することは要しない…（後略）。

（備考）会社法第 2 条第 3 号の「子会社」は、「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」とされており、法務省令では、他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合を定めている。

(参考) 入札の実施主体と入札の要否の考え方 (様々なケースの扱い)

- 現行ガイドラインにおいても、一般電気事業者の小売部門が自社火力が必要と判断している場合には入札が必要となる一方で、既存電源を他社から調達する際などには、入札は不要という整理になると考えられる。

(参考) 現行ガイドラインに様々なケースを当てはめた時の扱い

- ① 一般電気事業者が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合
- ② 一般電気事業者の子会社が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合
(※入札実施主体は供給力を必要としている親会社の小売部門)
- ③ 共同火力会社 (一般電気事業者が50%出資) が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合 (※出資比率が過半に達さないため)
- ④ 一般電気事業者が、資本関係の無い他社 (電発・IPP、自家発等) の既存火力電源からの調達の契約更新をしようとする場合 (※電源建設ではないため) (注)
- ⑤ 一般電気事業者が、自社の電源開発とは無関係に資本関係の無い他社の火力電源からの調達の新規契約をしようとする場合 (注)
- ⑥ 一般電気事業者が、エリア外で他社への卸売を目的に火力を新設する場合 (※規制料金と無関係であるため)

入札が必要

入札は不要ではないか

〔ガイドラインで明文化されていない場合が多い〕

(注) 現行ガイドラインでは、「一般電気事業者が自社の電源開発とは無関係に他社から電気を購入する場合 (自家発余剰購入を含む。) は、必ずしも火力入札を実施することは要しない」とされている。

入札が必要な場合の再整理③（自社グループの範囲）

- 現行ガイドラインでは、子会社で新設・増設・リプレースしようとする場合は入札が必要。
- 子会社でないが実質的に支配されている会社が建設しようとする場合も、入札が必要な場合を含めるという考え方もあり得るが、どう考えるか。

（参考）連結会計及び独禁法における考え方

連結会計における考え方

- ・会計の連結決算においては、親会社から実質的に支配されている会社を子会社として判定する支配力基準が導入されている。具体的には、以下の場合を実質的に支配されている会社としている（財表規則第8条第3項）。
 - ・議決権の50%超を保有している場合。
 - ・議決権比率が40%以上50%以下であり、かつ以下のいずれかに該当する場合。
 - イ 「緊密な者」及び「同意している者」の議決権と合算して50%超
 - ロ 自己の役員・従業員（現在又は過去）が取締役会の構成員の過半数を占める
 - ハ 財務・営業・事業の方針決定を支配する契約等の存在
 - ニ 資金調達額の過半について融資・債務保証・担保提供
 - ホ 当該会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在
- ・議決権の所有は40%未満であるが、上記イを満たし、かつ上記ロ～ホのいずれかに該当する場合。

独禁法における考え方

- ＜企業結合に対する規制における考え方＞
 - ・独禁法第10条の企業結合に関するルールにおいては、「他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合」を子会社としており、その詳細な範囲については、基本的に左記の財表規則と同様の考え方を踏襲している。
- ＜不公正な取引方法に対する規制における考え方＞
 - ・また、独禁法第2条第9項の不公正な取引方法（取引拒絶等）の詳細ルールにおいては、以下のいずれかの場合には、親子会社間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずると考えられることから、原則として不公正な取引方法による規制を受けないとされている。
 - － 100%子会社の場合
 - － 親会社が50%超100%未満の株式保有している場合、以下の要素等を個別具体的な事案に即して、総合的に判断する。
 - (1) 親会社による子会社の株式所有の比率
 - (2) 親会社からの子会社に対する役員派遣の状況
 - (3) 財務や営業方針に対する親会社の関与状況
 - (4) 親子会社間の取引関係（子会社の取引額に占める親会社との取引の割合等）

入札が必要な場合の再整理④（入札よりも安く調達できることを説明できる場合）

- ガイドラインでは公募による競争入札を前提に規定しているが、これ以外の調達方法（例：指名入札、相見積もりによる相対契約等）の方が、より低廉な調達ができることをみなし小売電気事業者が説明できる場合には、火力入札専門会合での審議を経た上で、入札以外の方法による調達も認めることとしてはどうか。

（参考）考え得るケースの例

例 1： 入札を行った場合には、入札の公平性との関係から、契約締結後は価格を変更できない契約とすることが一般的。そのため、将来的に大きな環境変化が生じた際のリスクは一定程度、応札価格に織り込まれていると考えられる。他方、相対契約であればこうしたリスクについては顕在化した際に協議する扱いとすることが可能であるため、リスクが顕在化しない場合には相対契約の方が安くなる可能性がある。

例 2： 電源調達コストが急激に上昇している局面にある場合においては、1 年近くをかけて公募入札を行うよりも、相対契約で速やかにする方が安価に契約できる可能性がある。

例 3： 入札により公募をかけている間に、新規参入者が潜在的な応札者との間で先行的に発電事業者との交渉を実施し、結果として低廉な電源が応札しない可能性がある。公募でない入札（指名入札等）であれば、特定の参加者のみに条件を示して募集することができるため、低廉な電源が落札できる可能性がある。

※ 上述のような場合においても、募集要綱の内容を工夫することなどにより、低廉な調達をできる可能性があることには留意が必要。

離島電源入札のあり方に関する見直し①

- 離島電源については、以下の理由から火力電源入札制度の対象から外し、次頁の見直し案でコスト削減という本来の目的を追求することとしてはどうか。

【対象から外す理由】

- ① 離島電源については、平成26年度及び平成27年度の2ヶ年にわたり、2社3件の入札が実施された。入札の結果、全てが自社応札であり、一社応札となった。主な理由としては、燃料調達手段が制約されている、既設発電所の建屋内の一部発電機のリプレースの場合は、他の発電事業者では建屋や共通設備等の負担が重く、価格競争が起きにくいなど、一般電気事業者以外の応札が限定的とならざるを得ない状況にあると考えられる。
- ② 入札の結果を踏まえ、委員からは、離島電源であっても、本土電源と同様の入札手続きを経ることが必要であり、行政コストが多大になっていないか。本入札制度にこだわらず、他のコスト削減の方法があるのではないかと指摘もある。
- ③ 他方で、離島電源コストは、固定費である「資本費・運転維持費」と可変費である「燃料費」に区分される（参考）。このうち、競争が有効に働くと考えられるコストは、資本費（減価償却費、固定資産税、利息）であり、その他のコストは、入札という手段にこだわらず、事業者の創意工夫を活かした効率化努力を求めることが適当と考えられる。

離島電源入札のあり方に関する見直し②

(参考) 離島電源コストの内訳 (東京電力)

費用項目		費用構成 (5島単純平均)
資本費	減価償却費 (新規設備)	9.6%
	減価償却費 (共通設備)	
	固定資産税・利息	
運転維持費	修繕費	14.7%
	人件費、委託費、消耗品費、一般管理費等	
燃料費	燃料本体費、燃料関係諸経費	75.7%
合 計		100.0%

【出所】
平成27年度に東京電力（小売部門）が募集した離島電源入札において、応札者である東京電力（発電部門）からヒアリング

【見直し案】

- (1) 一般送配電事業者が離島電源を保有する場合
火力電源入札の対象である離島電源（1,000kW以上）においては、これまでの火力電源入札の対象から外し、事業者自ら機器入札を適切に実施していない場合には託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。
- (2) 一般送配電事業者が離島電源を保有しない場合
火力電源入札の対象である離島電源（1,000kW以上）においては、これまでの火力電源入札の対象から外し、離島電源を保有する発電事業者自ら機器入札を適切に実施していることを、一般送配事業者が確認できない場合には託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。

3. より競争的な入札の実現について

より競争的な入札制度への見直し①（小売部門による上限価格の設定）

- 自社応札の場合、従来は発電部門が原価積み上げにより上限価格を算定していたが、入札を実施する小売部門が原価積み上げによる価格とは異なる上限価格を設定しようとすることは、これが「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば、許容できると考えられる。
- そのため、これを、①従来どおり自社の発電部門が算定する方式、②適切な情報遮断を行った上で、小売部門が設定する方式、の2つから選択できることとしてはどうか。
- また、その際には、「この価格であればこれだけの量を調達したい」といったニーズにも対応できるよう、上限価格を調達量に応じて柔軟に設定する方法を認めてはどうか。

小売部門が上限価格の設定を希望する場面の例

場面①： 自社の発電部門が従来の方で積み上げて算定する価格よりも安い価格で調達したい

積み上げで算定する価格よりも安い水準で上限入札を設定

場面②： 一定の価格以下であれば既存電源の差し替えに使えるので、自社の発電部門が建設を予定している容量よりも多くの電源を調達したい

積み上げで算定する価格よりも高い水準で上限価格を設定

場面③： 価格が安ければ多く調達したい。

上限価格を調達量に応じて柔軟に設定（次頁参照）

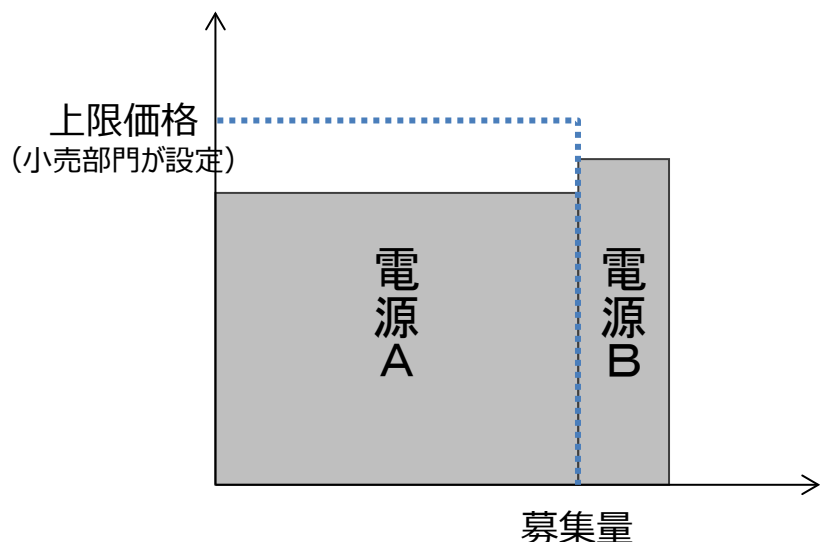
(参考) 上限価格の設定

現行の火力電源入札ガイドライン（抜粋）

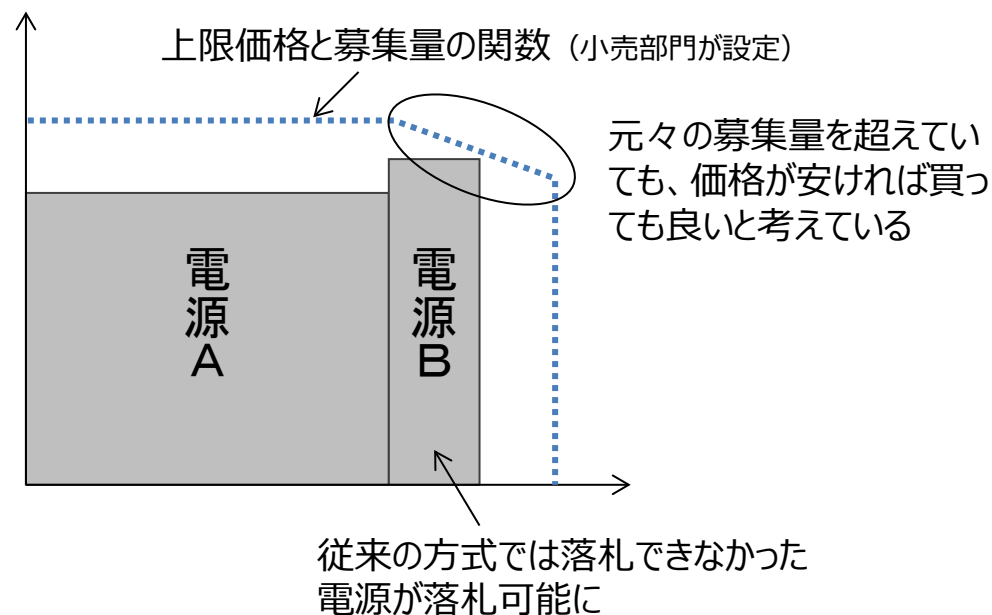
現行ガイドラインにおいては、「入札実施会社が自社応札する場合を含め、上限となる価格は自社で電源を設置する場合に要すると考えられるコスト以下に設定されることが望ましく」とされている。より具体的には、自社応札しない場合については「入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定する」とされており、自社応札する場合は「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。」とされている。

上限価格を調達量に応じて柔軟に設定する方法の例

従来の設定方法



柔軟な設定方法



より競争的な入札制度への見直し②（上限価格の審議時期の見直し）

- 従来、募集終了後に上限価格の審議を行っているため、上限価格が不適当な場合は入札をやり直すしかなく、審議結果を反映させにくかった。
- 募集要綱の審議の際に「上限価格の考え方」（設定根拠で実績として用いた既存電源や、人件費の算定方法など）や「応札者を増やすための取組」についても審議する方法へと見直すことにより、上限価格の適切性を高めることとしてはどうか。

従来のスケジュール

① 入札要綱案の策定

② 入札要綱案への提案募集（RFC）

③ 専門会合での入札要綱案の審議

④ 募集期間→応札

⑤ 専門会合での落札結果・上限価格の審議

⑥ 落札者の決定

見直し案

① 入札要綱案の策定

② 入札要綱案への提案募集（RFC）

③ 専門会合での入札要綱案・上限価格の考え方等の審議

④ 募集期間→応札

⑤ 専門会合での落札結果の審議・上限価格の確認

⑥ 落札者の決定

前倒し

上限価格の審議についての留意点

- ✓ 上限価格の審議時期を前倒すと、専門会合での審議（左図③）から募集終了までの間に期間が空くこととなる。
- ✓ そのため、上限価格そのものを専門会合で事前に審議する場合には、以下の課題がある。
 - (1) 自社応札価格を上限価格とする場合、自社発電部門は左図③の段階で応札価格を確定する必要が生じ、他社と比べ不利となる
 - (2) 募集終了までの間の上限価格の保秘が特に重要となる
- ✓ この点を鑑みると、審議時期の前倒す際には、上限価格そのものではなく、「考え方」のみを事前に審議することが適当。

（注）16頁の「小売部門が独自に上限価格を設定する方式」を選択する場合には、上記（1）の課題は生じない。

より競争的な入札制度への見直し③（エリア外からの応札の促進）

- 現行ガイドラインでは、エリア外の応札電源に係る振替供給に必要な費用については、一般電気事業者がネットワーク部門として負担する必要があることから、当該料金を加算した上で落札者を順位付けすることとしており、エリア外の電源に不利な仕組み。
- また、同様の考え方から、エリア内の応札電源については、系統アクセス費用のうち一般負担分についても、落札者決定時に加算することとしている（エリア内で一般負担が生じる電源に不利な仕組み）。
- 振替供給に係る費用や、系統アクセス費用の一般負担分は、入札を実施する小売事業者が負担する費用ではないことから、落札者決定時に加味しないこととしてはどうか。

評価価格の 算定式（現行）

エリア内の電源の場合： 評価価格 = 判定価格 + 電源線等以外工事費（一般負担分）

エリア外の電源の場合： 評価価格 = 判定価格 / (1 - 振替損失率) + 振替供給に必要な料金

現行の火力電源入札ガイドライン（抜粋）

6. 評価及び落札者の決定の方法

(b) 評価項目

(i) 価格要素は、原則として以下のとおり。

① 電源の入札価格（減価償却費を考慮した契約期間の平均価格とする）

② **系統アクセスコスト**

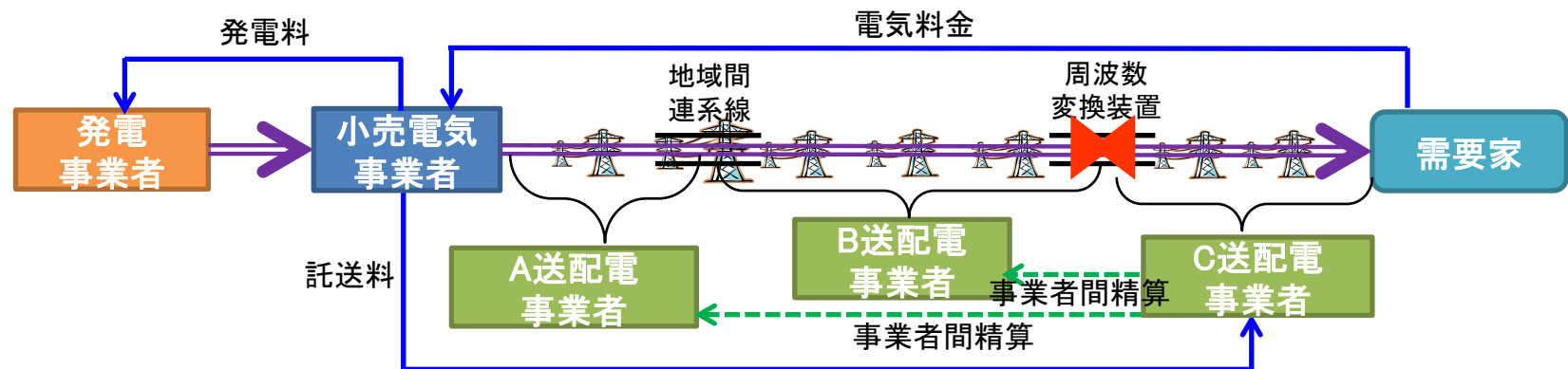
③ 需要地近接性 - 託送供給約款における取扱いに準じる。

④ **振替供給に必要な料金（入札実施会社の供給区域外に電源を設置する場合）**

⑤ 環境特性

(参考) 振替供給に必要な料金の具体例

- 過去の制度改革（「パンケーキ問題」の解消時）において、振替供給にかかる費用を需要地の供給エリアの需要家が負担することとしたうえで一般電気事業者間での「事業者間精算」を行うことや、振替ロス分の発電量の調整は需要地の一般電気事業者が行う現行制度が導入されている。
- 現在の入札制度は、これらの負担が入札を実施する小売部門と同一の主体である送配電部門の負担となっていることを鑑み、これらについても判定時に考慮しているもの。



事業者間精算単価（円/kWh）

	北海道	北本連系	東北	東京	FC	中部	北陸	関西	本四連系	中国	九州
<北海道 ⇒ 四国>	0.29	1.27	0.38	0.19	1.09	0.17		0.24	0.53		
<東北 ⇒ 四国>			0.38	0.19	1.09	0.17		0.24	0.53		
<東京 ⇒ 四国>				0.19	1.09	0.17		0.24	0.53		
<中部 ⇒ 四国>						0.17		0.24	0.53		
<北陸 ⇒ 四国>							0.28	0.24	0.53		
<関西 ⇒ 四国>								0.24	0.53		
<中国 ⇒ 四国>									0.53	0.37	
<九州 ⇒ 四国>									0.53	0.37	0.32

振替損失率（％）

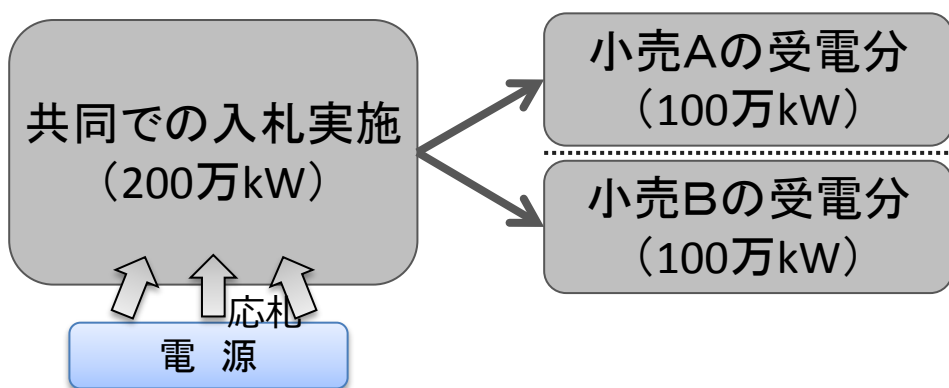
	北海道	北本連系	東北	東京(FC含む)	中部	北陸	関西	本四連系	中国	九州
<北海道 ⇒ 四国>	0.3%	4.1%	0.8%	4.5%	0.2%		-0.6%	-0.3%		
<東北 ⇒ 四国>			0.8%	4.5%	0.2%		-0.6%	-0.3%		
<東京 ⇒ 四国>				4.5%	0.2%		-0.6%	-0.3%		
<中部 ⇒ 四国>					0.2%		-0.6%	-0.3%		
<北陸 ⇒ 四国>						0.5%	-0.6%	-0.3%		
<関西 ⇒ 四国>							-0.6%	-0.3%		
<中国 ⇒ 四国>								-0.3%	1.4%	
<九州 ⇒ 四国>								-0.3%	1.4%	1.0%

（出所）いずれも四国電力の入札要綱における本四連系の場合の数値を例示したもの

より競争的な入札制度への見直し④（他の小売事業者と共同での入札等）

- 入札が集約化され、募集規模が増えれば、応札者が増加することが期待できるため、ガイドラインの改正に当たっては、みなし小売電気事業者が、他の小売電気事業者と共同で電源を募集することができる仕組みへと見直してはどうか。
- また、自社応札の際に、募集量以上に建設し、募集量を超えた分を他社に販売することをしやすくするよう、こうした場合の応札価格の設定方法などを明確化してはどうか。

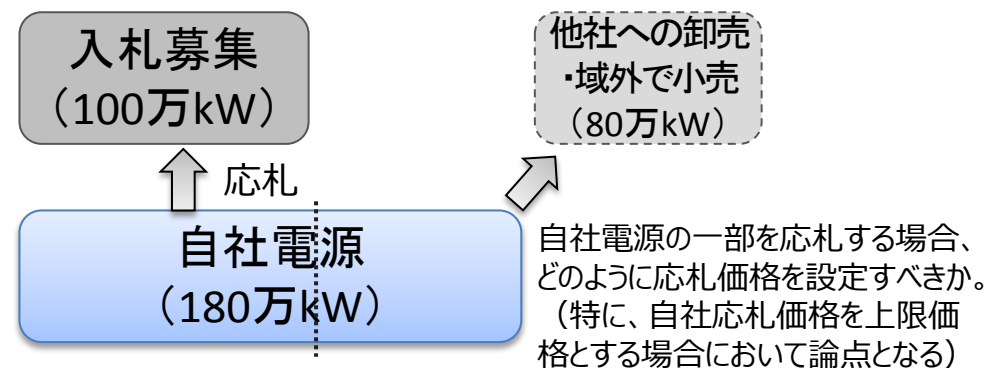
他の小売事業者と共同での入札



【期待される効果】

- ✓ 入札規模の拡大による応札増
- ✓ 入札案件の集約による応札増（複数の入札案件に応札が分散することを防げる）

募集量以上の規模の自社電源の建設



【期待される効果】

- ✓ 電源の規模の拡大による低廉化
- ✓ 入札要綱とは異なる条件で外販できることによる発電側の自由度の増大

4. 各種制度見直し等への対応について

事業類型見直しへの対応

- 本年4月の小売全面自由化に伴う事業類型の見直しに伴い、入札実施主体を「一般電気事業者」から改正することが必要。
- 小売の規制料金の適正性を確保することを目的とする制度であることから、本制度を残すのであれば、特定小売供給の供給主体である「みなし小売電気事業者」（現在の一般電気事業者の小売部門）をガイドラインの客体とすることが適当。

※小売料金規制は、2020年4月以降、エリアごとに小売市場の競争状況を判断して撤廃できる制度となっている。料金規制が撤廃されれば、「みなし小売電気事業者」ではなくなる。

※離島については火力電源入札制度の対象から外すことを提案しているが（13頁）、仮に外さない場合には離島の入札実施主体は「一般送配電事業者」となる。

- なお、子会社（注）である発電事業者が応札する場合には、当該子会社の応札を「自社応札」とみなし、この価格を上限価格とする。

（注）「子会社」に実質的に支配されている会社も含めるかどうかは、11頁にあるとおり別途検討が必要。

現行の火力電源入札ガイドライン（抜粋）

- （1）…今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合は、（中略）原則全ての火力電源について、本指針に基づくI P P入札の実施対象とする。
- （2）火力入札の実施主体は一般電気事業者（注）とし、自社で電源を新設・増設・リプレースしようとする場合は一般電気事業者自身も応札することが可能な制度とする。（略）

電源種を指定しての入札実施

- エネルギーミックスと統合的なCO₂排出削減目標を達成するため、①電力業界の自主的な枠組として「電気事業低炭素社会協議会」が創設され、個社の実施状況を毎年確認し、必要に応じて計画を見直すこととされ、②国は、供給構造高度化法に基づき、小売電気事業者に対し、非化石電源の調達を求めることとしている。
- こうしたエネルギー政策上の要請を踏まえ、エネルギーミックスの実現に向けて、入札を実施する小売電気事業者が特定の電源種であることを要件としたい事業者がいる場合には、これを認めることが適当ではないか。

（参考）供給構造高度化法による小売電気事業者に対するルール整備

- 経済産業大臣が、各分野においてエネルギーミックスと統合的な目標を定め、事業者は目標の達成の進捗について報告、必要に応じ、経済産業大臣が指導、助言（著しく不十分な場合は勧告、命令）。
- これまで、電力分野においては、「小売」電気事業者に対し、2020年に非化石電源利用（50%）を求めている。
- 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会において検討が行われ、2030年度に非化石電源44%（省エネ法と併せて0.37kg-CO₂/kWh相当）の実現を求めることとされている。

(参考) 供給構造高度化法①

総合資源エネルギー調査会電力基本政策小委員会
平成28年2月9日資源エネルギー庁提出資料

供給構造高度化法の改正の全体像

基本方針

- 電気事業全体の非化石電源導入の目標を44%以上とすること※¹を掲げるとともに、小売電気事業者等※²及び国が非化石エネルギーの有効利用のために講ずべき措置を規定する。

判断基準

- 前事業年度の電気の供給量が5億kWh以上である小売電気事業者等に対して、平成42年度における非化石電源の比率を44%以上とすることを求める。共同による達成も妨げない。
- 既に目標を達成する事業者においても非化石電源比率向上のための努力を求める。
- 目標達成に向けては、毎年評価を行い、目標達成の状況と到達に向け適切な取組を行っているかを評価する。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、定量的な目標に合理的な理由なく達していない場合は、指導及び助言、勧告、命令の対象とする。
- 毎年の定性的な評価に加え、定量的な評価により、目標の達成の確度を高めていく。



温暖化対策への配慮 (高度化法以外の措置も含む)

- CO2排出係数も参考値として求めるとともに、高度化法の施行の状況について、環境省に連絡。
- 小売営業ガイドラインにおいて、CO2排出係数の開示を望ましい行為として規定。
- 温暖化対策法において、全ての小売電気事業者に対するCO2排出係数の報告を要請。

※1 省エネ法に基づき、発電段階において、エネルギーミックスと整合的な火力発電全体の発電効率を達成とすることとあわせて、結果として、2030年度時点での電気事業全体の排出係数が0.37kg-CO2/kWh相当となる。

※2 電気事業法における小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者（一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者は小売供給部分に限る。）

電気事業者の自主的な火力効率化の枠組と支える仕組み

①電力の自主的な枠組の強化を、②省エネ法と③高度化法などによる措置で支え、「実効性」と「透明性」を確保。

排出係数0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)の達成を実現

①【電気事業者の自主的な枠組】

0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)というエネルギーミックスと整合的な目標を設定（販売電力の99%超をカバー）

新たなフォローアップの仕組みの創設

「電気事業低炭素社会協議会」を創設 → 個社の実施状況を毎年確認し、必要に応じ個社の計画を見直し

②【支える仕組み】（発電段階）

○省エネ法によるルール整備

- ・発電事業者に火力発電の高効率化を求める
 - 新設時の設備単位での効率基準を設定
(石炭:USC並, LNG:コンバインドサイクル並)
 - 既設含めた事業者単位の効率基準を設定
(エネルギーミックスと整合的な発電効率)

③【支える仕組み】（小売段階）

○高度化法によるルール整備

- ・小売事業者到低炭素な電源の調達を求める
 - 全小売事業者
 - 2030年度に非化石電源44%
(省エネ法とあわせて0.37kg-CO₂/kWh相当)
 - 非化石電源比率に加え、CO₂も報告対象に含める
 - 共同での目標達成

実績を踏まえ、経産大臣が、指導・助言、勧告、命令。[実効性と透明性を確保]

【支える仕組み】（市場設計）

自由化と整合的なエネルギー市場設計：小売営業ガイドライン等